

令和4年度 病床機能分化・連携情報分析業務委託仕様書

1 目的

地域医療構想実現に向けて、患者の受療動向や医療・介護の提供状況を把握し、医療機能分化・連携や在宅医療関係施策等の検討に資する分析資料を作成すること。

2 業務概要

(1) 名称

令和4年度 病床機能分化・連携情報分析業務委託

(2) 契約期間

契約締結の日から令和5年3月22日（水）まで

3 委託業務の内容

県が提供する医療・介護レセプトデータを用いて、以下(1)～(8)の分析及び考察を行うこと。

<県が提供するデータ>

奈良県国民健康保険団体連合会が保有する

- ・平成25年度～令和3年度 診療報酬明細書（9カ年分）
- ・平成25年度～令和3年度 介護給付費明細書（9カ年分）
- ※ただし、令和3年度データの提供は、10月ごろを予定

分析においては、経年変化の把握や医療機関比較ができるようにすること。

受託者は、各分析において効果的な手法を県に提案し、県と協議の上分析を行うこと。

○令和2年度までの医療・介護レセプトデータに基づく分析および考察（契約開始～8月実施）

(1) 急性期医療の提供状況

- ① 「具体的対応方針の再検証の要請」に用いられた項目（放射線治療、等）（詳しくは厚生労働省 令和元年9月26日開催「第24回地域医療構想に関するワーキンググループ」資料参照）に該当する診療報酬の項目を特定した上で、病院ごとの実施件数を抽出し、分析すること。
- ② 1日あたりの医療資源投入量や、特定の診療報酬の算定の有無等に着目し、各病院が高度な医療をどの程度提供できているか、疾患別に分析すること。

(2) 入退院調整の実施状況

入退院調整を実施したと見なせる診療報酬の項目を特定した上で、病院ごとの実施件数を抽出し、分析すること。

(3) 緩和ケアの実施状況

緩和ケアを実施したと見なせる診療報酬の項目を特定した上で、病院ごとの実施件数を抽出し、疾患別に分析すること。

○令和3年度までの医療・介護レセプトデータに基づく分析及び考察

(4) 患者受療動向

- ① 各病院・診療所がどのような医療を提供しているか、入院・外来別、患者住所地別、年齢別、疾病別、介護度別等に分析すること。
- ② 病院ごとの患者数・算定件数、入院日数、医療資源投入量、保険種別、患者住居地、医療機能区分、年齢等に着目し、地域医療構想の推進が地域医療にどのような影響を与えたかを分析すること。
- ③ 新型コロナウイルス感染症対応病院の通常診療の抑制・回復の状況や、代替の医療機関で実施された治療等に着目し、新型コロナウイルス感染症が各医療機関にどのような影響を与えたかを分析すること。

(5) 医療機関等の連携状況

患者ごとの入院前後の状況に着目し、どのような病病連携・病診連携・病院と介護施設との連携が行われているか、疾患別に分析すること。

(6) 「面倒見のいい病院」の取組に関する現状

「面倒見のいい病院」の指標算出に必要な、奈良県が指定する診療報酬の項目(約10項目)について、病院ごとの算定件数を抽出し、分析すること。

(7) 在宅医療・介護の現状

- ① 在宅でどのような医療・介護(訪問看護含む)が行われているか、患者住所地別、医療依存度別(重症度、要介護、ADL等)、疾病別(がん・非がん等)に分析すること。
- ② 医療資源投入量の少ない患者(※)に着目し、当該患者の介護医療院への転院や、在宅医療がどの程度提供されているか、患者住所地別・年齢別・疾病別・介護度別等に分析すること。

(※) 医療資源投入量の少ない患者：地域医療構想の医療需要推計で規定されている「一般病床の入院患者のうち1日の医療資源投入量が175点未満の患者」及び「療養病床の入院患者のうち医療区分Ⅰの患者の70%に当たる患者」を指し、医療区分Ⅰとは、診療報酬における療養病棟入院基本料で規定されている疾患および状態を指す。
- ③ 終末期医療における高齢者介護施設等と病院間での連携状況に着目し、DNR(蘇生処置拒否)の患者対し、高齢介護施設等から不要な搬送等が実施されていないか、分析すること。
- ④ 亡くなる直近1年間の医療・介護に着目し、人生の最終段階どのような医療・介護サービスを提供しているか、月別・サービス別に分析すること。
- ⑤ 終末期にどの程度在宅医療が提供されているか、看取り加算・死亡診断加算・ターミナルケア加算(医療分・介護分)の算定件数を抽出し、分析すること。
- ⑥ 奈良県が追跡する、在宅医療にかかる患者住所地別、医療機関所在地別の年次推移データ(在宅医療年報に記載されている項目)の抽出に必要な診療報酬項目を特定し、以下の分析を行うこと。

ア 訪問診療を受けている患者数を算定し、医学総合管理料の月平均、要介護度別、居住形態別に分析すること。

- イ 訪問診療および往診の算定件数を抽出し、年度別に分析すること。
- ウ 在宅ターミナルケア加算の算定件数を抽出し、年度別に分析すること。
- エ 在宅医療の算定件数を抽出し、病院ごとの実施件数、月別患者数を分析すること。
- オ 医学総合管理料の算定件数を抽出し、在宅時、施設入居時、重症度別に分析すること。

(8) その他の調査分析等の実施

その他、県が必要と認めた調査分析等を行うこと。

4 成果品

(1) 報告書の作成及び概要説明資料の作成

調査分析結果を取りまとめた報告書及び概要説明資料を作成すること。報告書の作成に当たっては、関係者が奈良県地域医療構想実現に向けた取組等を検討する際に分かりやすく、かつ、有用な資料となるよう必要な工夫を行うこと。その際、県の指示があった場合には、これに従って作成すること。

(2) 成果品の提出

成果品を以下①～③のとおり作成し、1部(A4)、電子媒体(エクセル、ワード及びPDF等)一式を県に提出すること。なお、県の要請に応じて、会議等で使用する資料について随時提示すること。

- ① 報告書「医療・介護の需給状況等の分析」(1部)
- ② その他、県が必要と認めた調査分析に関する報告書(1部)
- ③ 報告書内容及び概要説明資料を記録したCD等の電子媒体(一式)

5 業務のスケジュール

分析したデータは、県が都度開催する以下の会議等で提供していくため、県と調整しながら段階的に成果品を提出すること。

※上記「3 業務委託の内容」の(1)～(3)については、8月に開催予定の病院意見交換会までに、県に提出すること。

県が都度開催する会議等の概ねのスケジュール

- ・ 8月～9月 病院意見交換会(5医療圏)
- ・ 1月～2月 病院意見交換会(5医療圏)
- ・ 2月頃 地域医療構想調整会議(5医療圏)
- ・ 2月頃 在宅医療推進会議等

6 業務処理の注意事項

実施に際しては、委託業務の実施状況を定期的に報告するなど、県との連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。

7 実施体制表の提出

受託者は本事業委託を円滑に遂行できる事業推進体制を整備するとともに、実施体制表（組織図等）を作成し契約後1週間以内に提出すること。

8 統括責任者の選任

受託者は業務の遂行に必要な指導監督を行う統括責任者を1名選任すること。交替する場合は、あらかじめ県と協議すること。

9 定例会議への出席

- (1) 県と受託者相互間の綿密な連絡調整の場を設け、より良い業務となるよう、県が開催する定例会議には、必ず出席すること。
- (2) 定例会議は、数回程度県が招集する。
- (3) 統括責任者は、定例会議に必ず出席すること。
- (4) 定例会議を開催した場合は、受託者において議事録を作成すること。
- (5) 県から業務の改善を求めた場合、受託者は速やかにこれに対応すること。

10 留意事項

- (1) 受託者は、業務の運営上取り扱う個人情報、契約書に定める事項及び関係法令その他の社会的規範に基づき適切に処理しなければならない。また、業務の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において仕様書の変更に応じること。
- (3) 本業務により得られた成果は、奈良県に帰属するものとする。奈良県は、本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。
- (4) 委託事業の成果物等の第三者への提供や内容の転載及び研究目的の使用について、受託者は県に協議し了解を得た場合に行うことができる。
- (5) 受託者は業務の一部を委託することができるが、その場合は、再委託先ごとの業務の内容、実施の体系図及び工程表、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記したものを事前に書面で報告し、奈良県の了解を得なければならない。
- (6) 契約の締結、業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めのない限り、すべて受託者の負担とする。
- (7) この業務の実施にあたって疑義が生じた場合には、県と受託者が協議して定めるものとし、この協議が調わないときは、県の決定するところによるものとする。
- (8) 別紙「公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）」に記載の事項を遵守すること。
- (9) (1)～(8)の事項に違反したとき又は業務を完了する見込みのないときは、契約を解除し、損害補償させる場合がある。
- (10) 新型コロナウイルス感染症の発生等により本業務の遂行に支障が出る場合は、事業の中止、事業内容及びそれに伴う経費積算の変更について受託者と県で協議を行い、県が決定する。

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。